【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 平成28年1月27日

【計算期間】 第3特定期間

(自 平成27年4月28日 至 平成27年10月27日)

【ファンド名】 北欧ダブルインカム・ファンド - 予想分配金提示型 -

【発行者名】 大和住銀投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田 正己

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 植松 克彦

【連絡場所】 ディスクロージャー部

【電話番号】 03-6205-0200

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

- 第1【ファンドの状況】
- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として北欧地域の相対的に高利回りの株式および債券に投資することで、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

<u>、同間刀飛収、</u>		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
	海外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とと もに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	
--------	------	--------	------	-------	--

			有価証券	等報告書(内国投資 係	託受益証券)
 株式 一般	年1回	グローバル			
一	年2回	日本			
1 3 = 11	年4回	 北 米			
債券			ファミリーファ	あり	
一般	年6回	欧州	ンド	()	
公債 社債	(隔月)	アジア			
その他債券	年12回				
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア			
	日々	中南米			
不動産投信				なし	
	その他	アフリカ	ファンド・オ		
その他資産	()		ブ・ファンズ		
(投資信託証券(資産複合		中近東			
(株式、債券(社債))、 ※奈配公亦更刑、)		(中東)			
資産配分変更型)) 		 エマージング			
 資産複合		_ 、			
()					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

資産配分固定型 資産配分変更型

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券(社債))、資産配分変更型))

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(マザーファンド)を通じて 実質的に複数資産(株式、債券(社債))を投資対象とし、組入比率について は、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がな いものをいいます。

年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉 とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載が あるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色



マザーファンドへの投資を通じて、主として北欧地域の相対的に高利回りの株式および債券に投資することにより、高水準のインカムゲイン(利子・配当収益)の確保と信託財産の成長を目指します。

- ■当ファンドは、「北欧高配当株マザーファンド」および「北欧ハイイールド債券マザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。
- ■株式への投資にあたっては、主に北欧地域の金融商品取引所に上場している株式の中から、 配当利回り水準に着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- ■債券への投資にあたっては、主に北欧地域のハイイールド債券等を中心に投資します。
- ■株式と債券の実質投資配分は各々50%±20%程度の範囲内とします。
- ■実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※当ファンドにおいて北欧地域とは、主にデンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの4ヵ国をいいます。

特色業2

実質的な運用は、アルフレッド・バーグ・カピタルフォルバルトニング 社が行います。

■各マザーファンドにおける運用指図にかかる権限を、「アルフレッド・バーグ・カピタルフォルバルトニング社 (Alfred Berg Kapitalforvaltning AS、以下、アルフレッド・バーグ社といいます。)」(所在地:ノルウェー王国オスロ)へ委託します。

※各マザーファンドへの投資配分は、アルフレッド・バーグ社からの投資助言を受けます。



アルフレッド・バーグ社の概要



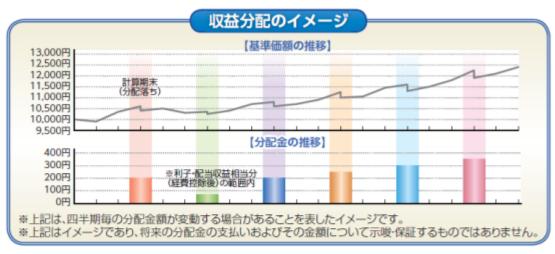
- ●アルフレッド・バーグ社は、1863年に設立され、北欧の3ヵ国(ノルウェー、スウェーデン、フィンランド)に運用拠点を有する、北欧関連資産の運用に強みを持つ資産運用会社です。
- ●2010年から、世界的ネットワークを有するBNPパリバ インベストメント・パートナーズの子 会社となることで、世界の投資家に対して、運用戦略を提供しています。
- ●北欧ハイイールド債券に投資する世界最大級のファンドの運用を行うなど世界の機関投資家の資産を運用しており、運用資産総額は158億ユーロ(2.05兆円)となっています。 (2015年3月末)

特色業3

毎年1月、4月、7月、10月の27日(休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、基準価額に応じた分配を目指します。

- ■基準価額は1万口あたりとし、既払分配金を加算しません。
- ■分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ■原則として、計算期末の前営業日の基準価額に応じて、下記の表の金額の分配を目指します。 ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。また、計算期末の前 営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、下記の分配を行 わないことがあります。
- ■将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口あたり、税引前)	
10,500円未満	利子・配当収益相当分(経費控除後)の範囲内	
10,500円以上11,000円未満	200円	
11,000円以上11,500円未満	250円	
11,500円以上12,000円未満	300円	
12,000円以上12,500円未満	350円	
12,500円以上	400円	



- ※基準価額に応じて、四半期毎の分配金額は変動します。基準価額が上記の一定水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。
- ※分配により基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。
- ※計算期末の前営業日の基準価額が10,500円未満の場合の収益分配金は、利子配当収益相当分(経費控除後)の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、 その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



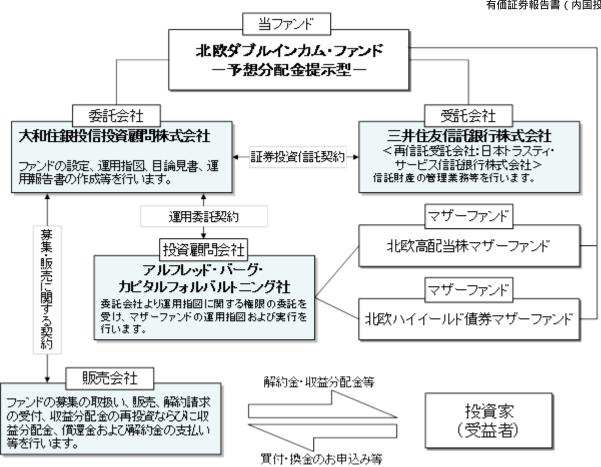
信託金の限度額

信託金の限度額は、1,500億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成26年4月30日 信託契約締結 平成26年4月30日 当ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要		
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。		
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る 事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結 しています。		
投資顧問会社	マザーファンドの運用指図にかかる権限等を規定した運用委託契約(投資 一任契約)を締結しています。		

委託会社等の概況(平成27年11月末現在)

・資本金の額 20億円

・会社の沿革 昭和48年6月1日 大和投資顧問株式会社設立

平成11年2月18日 証券投資信託委託業の認可取得

平成11年4月1日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株

式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を

変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 1 グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0

株式会社三井住友フィナンシャ ルグループ	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・ エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド 州ボルチモア イースト プラット ストリート100	385,000	10.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

北欧高配当株マザーファンドおよび北欧ハイイールド債券マザーファンドへの投資を通じて、主に北欧地域の相対的に高利回りの株式および債券を中心に実質的に投資します。

・株式への実質的な投資にあたっては、主に北欧地域の取引所 に上場している株式の中から、配当 利回りの水準に着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- ・債券への実質的な投資にあたっては、主に北欧地域のハイイールド債券等を中心に投資します。
- ・株式と債券の投資配分は、それぞれ50%+/-20%程度の範囲内とします。資産配分にあたっては、 アルフレッド・バーグ・カピタルフォルバルトニング社からの投資助言を受けて行います。

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
 - 八.金銭債権
 - 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された北欧高配当株マザーファンドおよび北欧ハイイールド債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項11号で定めるものをいいます。)

- 8.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 9.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 18.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、13ならびに18の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から7までの証券および13ならびに18の証券または証書のうち2から7までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

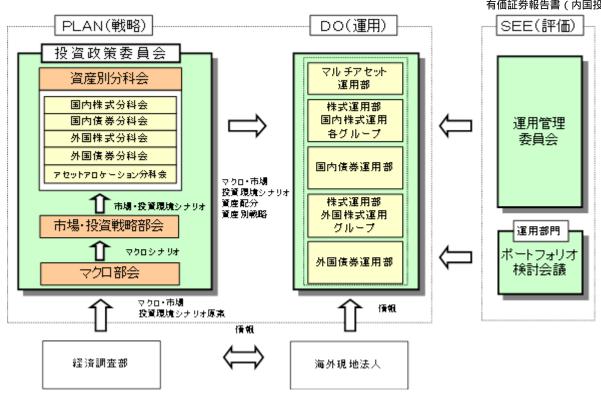
委託会社は、信託金を、前記 の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5 .貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)



- * 当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成27年11月末現在で約100名です。
- *運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
- *運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。
- *当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、 また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定め ております。

(4)【分配方針】

毎決算時(毎年1、4、7、10月の27日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の 方針に基づき分配を行います。

- イ.分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の 範囲内とします。
- 口.収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配 対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ロ.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- 八.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ.収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

- 口.前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。
- 八.上記イ.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

- イ.株式等への投資制限
 - (イ)株式への実質投資割合には、制限を設けません。
 - *実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。
 - (ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
 - *信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマ ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額 をいいます。以下同じです。

口.投資する株式等の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている 株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得す る株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で 目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資 することを指図することができるものとします。

八.同一銘柄の株式等への投資制限

- (イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの 信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合 計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

二.投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドおよび取引所上場の投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(取引所上場の投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ.信用取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しに より行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、 信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 売付の一部を決済するための指図をするものとします。

へ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における 通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (八)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに 外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト.スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の 条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をするこ とができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価 するものとします。
- (二)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ.金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託 約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解 約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (八)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で評価するものとします。

- (二)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (へ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ.同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ.有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の 時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (八)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル.公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内と します。

(八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の 一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ.公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入 れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ワ.外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ.外国為替予約の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ロ)前(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (八)前(口)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ.デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

タ. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

レ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子 等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるもの があるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (八)前(イ)および前(口)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る 変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方 法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取 引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券 売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

> (参考)マザーファンドの投資方針 北欧高配当株マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

主に北欧地域の株式を主要投資対象とします。

投資態度

- イ.主に北欧各国の取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
- ロ.銘柄の選定にあたっては、主に配当利回りに着目しつつ、個々の企業のファンダメンタルズ分析等を勘案して行います。
- ハ.組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- 二.運用指図にかかる権限をアルフレッド・バーグ・カピタルフォルバルトニング社へ委託します。
- ホ. 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)

八. 金銭債権

- 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

委託会社(信託約款に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および 新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3 . コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用 上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記 の1から6までに掲げる金融商品 により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30% 以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産 総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の 純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(取引所上場の投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- 口.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 八.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出 した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)マザーファンドの投資方針

北欧ハイイールド債券マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

主に北欧地域の債券を主要投資対象とします。

投資態度

- イ. 主に北欧地域のハイイールド債券等を主要投資対象とします。
- 口.運用にあたっては、流動性、発行体の信用状況およびバリュエーション等を勘案するとともに、 十分な分散を行うことを基本とします。
- 八.組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- 二、運用指図にかかる権限をアルフレッド・バーグ・カピタルフォルバルトニング社へ委託します。
- ホ. 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
 - 八.金銭債権
 - 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

委託会社(信託約款に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みま す。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受 権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 8.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定 めるものをいいます。)
- 9.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをい
- 10.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金 融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および
- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをい
- 15.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい い、有価証券に係るものに限ります。)
- 18.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
- 21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受 益証券に表示されるべきもの
- 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、13ならびに18の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有 するものを以下「株式」といい、2から7までの証券および13ならびに18の証券または証書のうち2 から7までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託 証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項 の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図 することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3 . コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用 上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記 の1から6までに掲げる金融商品 により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により 取得したものに限り、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30% 以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産 総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の 純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(取引所上場の投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- 口.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 八.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回 避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 口、金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約 款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が 可能なものについてはこの限りではありません。
- 八、金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算 出した価額で評価するものとします。
- 二.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要 と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出 した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクス ポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と して、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一 般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式や債券など値動きのある有価証券等に投 資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けま す。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落によ り、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する 保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださ いますよう、よろしくお願いいたします。

< 基準価額の変動要因 >

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスク を表したものではありません。

(1)価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式や債券等の値動きのある有価証券等に投資し ます。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落する おそれがあります。

(2)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも 影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあ ります。

(3)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金 利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場

合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け 等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合 があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い (大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(4)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行(デフォルト)となるリスクが高いとされます。

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の 株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が 下落するおそれがあります。

(5)為替リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。 また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。した がって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額 が下落するおそれがあります。

(6)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、 当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大 きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件 での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする 可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(7)カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(8)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

< その他の留意点 >

(1)収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超え て支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落 することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すもの ではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小 さかった場合も同様です。

(2)資産配分に関する留意点

当ファンドでは、市場動向に応じて北欧高配当株マザーファンドと北欧ハイイールド債券マザーファ ンドの配分を変更しますが、変更しない場合に比べて基準価額が下落する場合もあります。

(3)繰上償還について

当ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還さ れることがあります。

(4)換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があると きは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。ま た、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(5)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

(6)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

(7)その他

委託会社は投資顧問会社(アルフレッド・バーグ・カピタルフォルバルトニング社)に対して、マ ザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

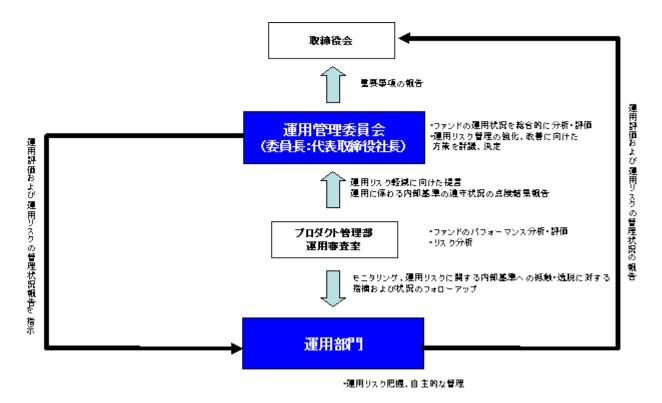
<リスクの管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行ってお ります。

名称および人員数	内容
運用管理委員会	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、
(25名程度)	運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定し
	ます。
リスク管理委員会	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切
(20名程度)	な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢
(5名程度)	のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと
(1名)	同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の
	啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情
(4名程度)	報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防
	止するために日常的な活動を行います。

プロダクト管理部	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視およ
(13名程度)	び約定価格の妥当性を点検します。
運用審査室	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を
(5名程度)	行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通
	じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観
(17名程度)	点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



- *リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。
- <参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

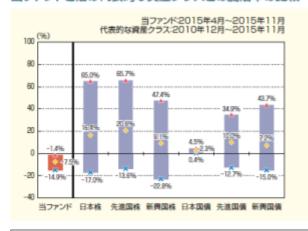


※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

分配金再投資基準価額(左目盛)

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を 再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づ いて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合 があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

- ※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の 平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表 的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全 ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- (注)上記グラフにおいて、当ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご留意ください。

<各資産クラスの指数について>

年間騰落率(右目感)

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して 一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額(発行価格)に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、

3.24%(税抜3.0%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.9332% (税抜1.79%)を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

			日叫此为我口言(四当汉兵
販売会社別の 取扱残高	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	年率0.95%(税抜)	年率0.80%(税抜)	
500億円超 1,000億円以下の部分	年率0.90%(税抜)	年率0.85%(税抜)	年率0.04%(税抜)
1,000億円超の部分	年率0.85%(税抜)	年率0.90%(税抜)	

マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します(税額は、税法 改正時には変更となります。)。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高 に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞 なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

委託会社の報酬には、アルフレッド・バーグ・カピタルフォルバルトニング社への投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、信託財産の純資産総額に対して、年10,000分の55以内の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託 手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国 における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う 手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場に よって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または 請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とす るマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、 その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.00864%(税抜0.0080%)以内の率を乗じて得た額とし、各特定期末(毎年4月、10月に属する計算期末)または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率 で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(当ファンドは、配当控除の適用がありません。)を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益(解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。)を控除した利益をいいます。)については、譲渡所得として20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信 託および特定公社債が含まれます。

<少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」が開始され、平成28年4月1日から公募株式投資信託などの購入が可能となる予定です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

<益金不算入制度について>

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

(参考)

< 個別元本について >

・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等 相当額は含まれません。)が個別元本にあたります。

- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照)。

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- *上記の内容は平成27年11月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
- *課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

北欧ダブルインカム・ファンド - 予想分配金提示型 -

(1)【投資状況】

(平成27年11月末現在)

ι.				
	投資資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率
	親投資信託受益証券 (北欧高配当株マザーファンド)	日本	4,421,684,631	50.32%
親投資信託受益証券 (北欧ハイイールド債券マザーファンド)		日本	4,390,126,935	49.96%
	コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		24,752,554	0.28%
	純資産総額		8,787,059,012	100.00%

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成27年11月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名	種類	株数、口数	簿価単価(円)	評価単価(円)	利率(%)	投資
1	■・地域	業種	又は額面金額	簿価(円)	時価(円)	償還期限	比率
	11712次号配当株プサーファンド	親投資信託受益 証券	4,734,644,642	0.9408	0.9339	-	50.32%
	日本	-		4,454,741,436	4,421,684,631	-	
	21	親投資信託受益 証券	5,393,938,980	0.8239	0.8139	-	49.96%
	日本	-		4,444,544,431	4,390,126,935	-	

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ 投資有価証券の種類別投資比率

٠.						
	種類別	投資比率				
	親投資信託受益証券	100.28%				

合計	100.28%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】 (平成27年11月末現在) 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 (平成27年11月末現在) 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

紀貝性の推移						
	純資産総額	(百万円)	1口当りの純貧	資産額(円)		
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)		
設定時 (平成26年4月30日)	14,759	-	1.0000	1		
第 1 特定期間末 (平成26年10月27日)	14,542	14,779	0.9160	0.9310		
平成26年11月末日	15,809	-	0.9902	•		
平成26年12月末日	14,921	-	0.9424	-		
平成27年 1 月末日	14,098	-	0.8872	-		
平成27年2月末日	14,390	-	0.9149	-		
平成27年3月末日	13,977	-	0.8988	-		
第 2 特定期間末 (平成27年 4 月27日)	13,987	14,252	0.9075	0.9245		
平成27年 4 月末日	14,280	-	0.9236	-		
平成27年5月末日	13,935	-	0.9448	-		
平成27年6月末日	12,864	-	0.9213	-		
平成27年7月末日	12,032	-	0.9064	-		
平成27年8月末日	10,634	-	0.8461	-		
平成27年9月末日	9,762	-	0.8046	-		
第 3 特定期間末 (平成27年10月27日)	9,264	9,453	0.8226	0.8376		
平成27年10月末日	9,090	-	0.8104	-		
平成27年11月末日	8,787	-	0.8130	-		

⁽注)純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

ENTHOUSE IN T	
期間	1口当りの分配金(円)
第 1 特定期間 (平成26年 4 月30日~平成26年10月27日)	0.0150
第 2 特定期間 (平成26年10月28日~平成27年 4 月27日)	0.0170
第 3 特定期間 (平成27年 4 月28日~平成27年10月27日)	0.0150

【収益率の推移】

K 以血平♥フ1E19 】	
期間	収益率
第 1 特定期間 (平成26年 4 月30日~平成26年10月27日)	6.9%
第 2 特定期間 (平成26年10月28日~平成27年 4 月27日)	0.9%
第 3 特定期間(平成27年 4 月28日~平成27年10月27日)	7.7%

⁽注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配落基準価額) - 前特定期末分配落基準価額×100

(4)【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第 1 特定期間 (平成26年 4 月30日~平成26年10月27日)	16,293,373,999	417,242,190
第 2 特定期間(平成26年10月28日~平成27年 4 月27日)	491,477,474	954,208,912
第 3 特定期間(平成27年 4 月28日~平成27年10月27日)	122,615,608	4,273,285,388

⁽注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考)マザーファンドの運用状況

北欧高配当株マザーファンド

(1) 投資状況

(平成27年11月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
投資資産の程規	国"地域"		双貝儿竿

大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	スウェーデン	2,402,755,112	54.34%
	フィンランド	1,037,147,717	23.45%
	ノルウェー	656,532,726	14.85%
株式	デンマーク	81,042,435	1.83%
	バミューダ	66,050,096	1.49%
	ルクセンブルグ	45,838,816	1.04%
	イギリス	44,327,083	1.00%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		88,222,913	2.00%
純資産総額	4,421,916,898	100.00%	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄 (平成27年11月末現在)

	イ.主要銘柄の明細 銘柄名	4毛米石	±± ₩b □ ₩b	等価単価(田)	並(無)(田)	手(1.34g/0/)	机次
	│	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
_	=				(/	貝塔别収	
1	NORDEA BANK AB	株式	167,650	1,367	1,350	-	5.12
_	スウェーデン	銀行		229,332,626	226,392,464	-	
2	TELE2 AB-B SHS	株式	183,194	1,200	1,232	-	5.11
	スウェーデン	電気通信サービス		219,881,621	225,793,108	-	
3	KLOVERN AB-PREF	株式	49,850	4,138	4,138	-	4.67
	スウェーデン	不動産		206,321,672	206,321,672	-	
4	OCEAN YIELD ASA	株式	206,000	913	973	-	4.54
	ノルウェー	エネルギー		188,206,235	200,559,540	- İ	
5	FORTUM OYJ	株式	107,360	1,833	1,806	-	4.39
	フィンランド	公益事業		196,793,121	193,959,882	- İ	
6	SKANDINAVISKA ENSKILDA BK-A	株式	146,725	1,295	1,293	- 1	4.29
	スウェーデン	銀行	,	190,107,254	189,798,471	-	
7	SAGAX AB-PREF	株式	412,970	461	455	_	4.26
•	スウェーデン	不動産	,	190,621,583	188,303,995	- 1	
8	FASTIGHETS AB BALDER - PREF	株式	39,625	4,721	4,671	_	4.19
U	スウェーデン	不動産	00,020	187,073,389	185,127,603	_	7.10
a	COREM PROPERTY GROUP AB-PREF	株式	84,170	2,125	2.118		4.03
Э	スウェーデン	不動産	04,170	178,907,122	178,316,670		4.00
10	TELIASONERA AB	株式	289,900			_	2.04
10	TELTASUNERA AB	休式 電気通信サービ	269,900	628	600	-	3.94
	スウェーデン	电気通信サービ		182,255,578	174,080,311	-	
11	AKELIUS RESIDENTIAL AB-PREF	株式	37,220	4,272	4,201		3.5
' '	スウェーデン	不動産	37,220	159,008,864	156,397,881	_ [0.0
12	PIONEER PROPERTY GROUP ASA	株式	101,945	1,393	1,396		3.22
12	ノルウェー	不動産	101,945	142,046,340	142,405,951	-	3.22
40	NCC AB-B SHS		27 550			-	2.40
13		株式	37,550	3,659	3,746	-	3.18
4.4	スウェーデン	資本財 ## ##	04 005	137,396,351	140,662,675		0.04
14	SAMPO OYJ-A SHS	株式	21,865	5,874	6,078	-	3.01
45	フィンランド	保険	400.000	128,436,496	132,903,866		0.00
15	RAMIRENT OYJ	株式	160,808	896	826	-	3.00
	フィンランド	資本財		144,126,656	132,833,325	-	
16	RATOS AB-PREF SHS	株式	4,955	26,516	26,039	-	2.92
	スウェーデン	各種金融		131,390,248	129,026,614	-	
17	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	株式	51,500	1,814	1,976	-	2.30
	ノルウェー	保険		93,449,119	101,805,766	-	
18	UPM-KYMMENE OYJ	株式	43,240	2,211	2,327	-	2.28
	フィンランド	素材		95,640,670	100,638,920	-	
19	NOKIAN RENKAAT OYJ	株式	20,070	3,958	4,693	-	2.13
	フィンランド	自動車·自動車 部品		79,451,959	94,205,834	-	
20	KESKO OYJ-B SHS	株式	22,895	3,822	4,061	-	2.10
		食品·生活必需		07 540 404			
	フィンランド	品小売り		87,513,124	92,984,553	-	
21	SANDVIK AB	株式	75,150	1,132	1,232	-	2.09
	スウェーデン	資本財		85,139,125	92,625,042	-	
22	TIETOENATOR OYJ	株式	29,070	3,062	3,131	- 1	2.06
		ソフトウェア・	, , , ,	i			
	フィンランド	サービス		89,028,921	91,029,995	-	
23	ERICSSON LM-B SHS	株式	76,000	1,160	1,177	- 1	2.02
		テクノロジー・	. 5,550	.,.00	.,		
	スウェーデン	ハードウェアお		88,228,624	89,514,206	_	
		よび機器		33,223,324	33,311,230		
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	株式	41,000	2,162	2,176		2.02

	スウェーデン	各種金融		88,642,943		-	Ī
25	MODERN TIMES GROUP-B SHS	株式	25,330	3,485	3,493	-	2.00%
	スウェーデン	メディア		88,276,367	88,489,595	-	
26	STATOIL ASA	株式	46,000	2,002	1,896	-	1.97%
	ノルウェー	エネルギー		92,101,614	87,233,664	-	
27	ELISA OYJ	株式	18,775	4,467	4,570	-	1.94%
	フィンランド	電気通信サービス		83,884,296	85,810,709	-	
28	TDC A/S	株式	125,200	650	647	-	1.83%
	デンマーク	電気通信サービス		81,412,990	81,042,435	-	
29	TELENOR ASA	株式	35,000	2,433	2,170	-	1.72%
	ノルウェー	電気通信サービス		85,189,125	75,954,130	-	
30	ORION OYJ-CLASS B	株式	16,195	4,422	4,248	-	1.56%
	フィンランド	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス		71,620,994	68,802,429	-	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

 · 10.54 (1)					
種類別	投資比率				
株式	98.00%				
合計	98.00%				

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

1.投資株式の業種別投資比率	
業種別	投資比率
(海外)	
不動産	23.90%
電気通信サービス	15.57%
銀行	9.41%
資本財	9.27%
エネルギー	8.00%
保険	5.31%
各種金融	4.94%
公益事業	4.39%
ソフトウェア・サービス	3.16%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.56%
素材	2.28%
自動車·自動車部品	2.13%
食品・生活必需品小売り	2.10%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.02%
メディア	2.00%
小売	0.97%
小計	98.00%
合計	98.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

(平成27年11月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成27年11月末現在)

該当事項はありません。

北欧ハイイールド債券マザーファンド

(1) 投資状況

(平成27年11月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率
株式	ノルウェー	264,689	0.01%
林北	キプロス	355	0.00%

38.68% 12.42%
12.24%
7.92%
7.35%
4.61%
3.20%
2.86%
2.82%
1.71%
0.61%
0.46%
0.33%
4.78%
100.00%

純資産総額 (注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成27年11月末現在)

	銘柄名 国· 地域	種類 業種	株数、口数	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	田・地域 HOEGH LNG HOLDINGS	素性 社債券	又は額面金額 1,400,000	海岬(口) 11,913.54	12,036.36	頂退期限 5.3335	10年 3.829
	バミューダ	1性限分	1,400,000	166,789,560	168,509,040	2020/06/05	3.02
2	SOLOR BIO HLGS AS	社債券	13,000,000	1,234.62	1,227.57	7.5000	3.62
_	ノルウェー		13,000,000	160,501,250	159,584,100	2017/11/02	3.02
3	EXMAR NV	社債券	10,000,000	1,411.00	1,411.00	5.6200	3.20
J	ベルギー	-	10,000,000	141,100,000	141,100,000	2017/07/07	3.20
4	NOKIA CORP	社債券	1,000,000	13,029.11	13,171.70	5.3750	2.98
•	フィンランド	-	1,000,000	130,291,140	131,717,080	2019/05/15	2.00
5	NAVIGATOR HLGS LTD	社債券	1,000,000	12,659.67	12,666.05	9.0000	2.87
·	マーシャル諸島	-	,,,,,,,,,	126,596,715	126,660,581	2017/12/18	
6	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	社債券	1,000,000	12,692.95	12,619.75	7.2500	2.869
	リベリア	-	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	126,929,557	126,197,550	2016/06/15	
7	GENEL ENERGY FINANCE LTD	社債券	1,200,000	9,943.99	9,210.51	7.5000	2.50
	イギリス	-	,,	119,327,981	110,526,209	2019/05/14	
8	NORDIC SERVICE PARTNERS	社債券	7,000,000	1,346.88	1,350.38	5.2500	2.149
	スウェーデン	-		94,281,600	94,527,125	2019/06/27	
9	NORCELL SWEDEN HOLDING 3	社債券	6,000,000	1,466.13	1,467.88	5.2500	2.00
	スウェーデン	-		87,968,100	88,073,325	2019/11/04	
10	WILH. WILHELMSEN ASA	社債券	7,000,000	1,241.68	1,255.79	2.1700	1.99
	ノルウェー	-		86,917,600	87,905,300	2022/01/25	
11	HANDELSEIENDOM II	社債券	6,315,119	1,389.83	1,389.83	4.1100	1.99
	ノルウェー	-		87,769,734	87,769,734	2017/01/16	
12	DNO ASA	社債券	1,000,000	9,641.37	8,735.57	8.7500	1.98
	ノルウェー	-		96,413,700	87,355,725	2020/06/18	
13	DIGIPLEX FETSUND AS	社債券	6,000,000	1,412.76	1,414.52	5.1800	1.92
	ノルウェー	-		84,765,825	84,871,650	2019/06/11	
14	OREXO AB	社債券	6,000,000	1,383.14	1,385.72	4.0000	1.88
	スウェーデン	-		82,988,853	83,143,744	2018/05/09	
15	PAROC GROUP OY	社債券	600,000	12,509.00	12,384.05	5.1690	1.68
	フィンランド	-		75,054,015	74,304,348	2020/05/15	
16	SELVAAG BOLIG ASA	社債券	5,000,000	1,463.91	1,463.91	5.8000	1.669
	ノルウェー	-		73,195,625	73,195,625	2018/06/27	
17	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM	社債券	5,000,000	1,437.02	1,446.84	4.7200	1.649
	スウェーデン	-		71,851,137	72,342,187	2017/06/26	
	GASLOG LTD	社債券	5,000,000	1,433.29	1,432.16	6.5500	1.62
	バミューダ	-		71,664,690	71,608,250	2018/06/27	
19	WEIFA ASA	社債券	5,000,000	1,412.76	1,425.11	5.0900	1.61
	ノルウェー	-		70,638,187	71,255,500	2019/08/07	
20	GOLAR LNG PARTNERS LP	社債券	600,000	11,529.72	11,729.31	4.7776	1.59
	マーシャル諸島	-		69,178,365	70,375,860	2020/05/22	
21	OCEAN YIELD ASA	社債券	5,000,000	1,359.85	1,373.96	4.9500	1.56
0.0	ノルウェー	- -		67,992,562	68,698,062	2019/03/26	,
22	AKER ASA	社債券	5,000,000	1,375.72	1,361.61	5.1500	1.54
	ノルウェー	-		68,786,250	68,080,750	2020/06/06	
23	ORAVA RESIDENTIAL REIT	社債券	500,000	12,841.88	12,679.53	4.2500	1.44%
	フィンランド	<u> </u>		64,209,425	63,397,675	2020/04/01	

						TO IN H H (1 2	
	デンマーク	-		58,979,800	58,415,400	2018/03/21	
25	ATLANTIC OFFSHORE AS	社債券	9,000,000	649.06	649.06	8.6900	1.32%
	ノルウェー	-		58,415,400	58,415,400	2018/05/16	
26	WELLTEC A/S	社債券	500,000	11,360.85	11,483.67	8.0000	1.30%
	デンマーク	-		56,804,250	57,418,350	2019/02/01	
27	BORGESTAD	社債券	4,000,000	1,425.11	1,421.58	8.1200	1.29%
	ノルウェー	-		57,004,400	56,863,300	2017/10/03	
28	ODFJELL SE	社債券	4,000,000	1,326.34	1,379.25	6.8600	1.25%
	ノルウェー	-		53,053,600	55,170,100	2017/04/11	
29	STOLT-NIELSEN LTD	社債券	4,000,000	1,305.17	1,326.34	4.5300	1.20%
	バミューダ	-		52,207,000	53,053,600	2021/03/18	
30	VIKING SUPPLY SHIPS A/S	社債券	6,000,000	881.87	881.87	9.4500	1.20%
	ノルウェー	-		52,912,500	52,912,500	2017/03/21	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
社債券	95.21%
株式	0.01%
合計	95.22%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

- 及员体200米性加及员位于	
業種別	投資比率
(海外)	
エネルギー	0.01%
小計	0.01%
合計	0.01%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

(平成27年11月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成27年11月末現在)

該当事項はありません。

(参考情報)

2015年11月30日現在

額•純資産の推移 (設定日~2015年11月30日) (億円) 700 10,500 600 10,000 9.500 500 9,000 400 8.500 300 200 8.000 7,500 100 7,000 '14/4 14/7 14/10 15/1 15/4 15/7 15/10 純資産総額:右目盛 基準価額:左目盛

2015年10月	50円
2015年 7月	100円
2015年 4月	100円
2015年 1月	70円
2014年10月	80円
設定来累計	470円

分配の推移

*分配金は1万口当たり、税引前

[★]学中価値、な日曜分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

主要な資産の状況

投資銘柄	投資比率
北欧高配当株マザーファンド	50.3%
北欧ハイイールド債券マザーファンド	50.0%

■参考情報(上位5銘柄)

北欧高配当株マザーファンド

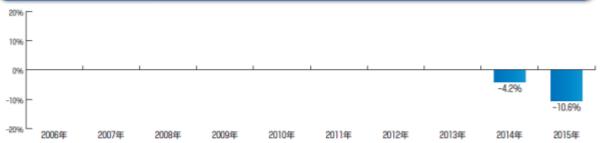
	投資銘柄	業種	投資比率
1	NORDEA BANK AB	銀行	5.1%
2	TELE2 AB-B SHS	電気通信サービス	5.1%
3	KLOVERN AB-PREF	不動産	4.7%
4	OCEAN YIELD ASA	エネルギー	4.5%
5	FORTUM OYJ	公益事業	4.4%

北欧ハイイールド債券マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	HOEGH LNG HOLDINGS FL 06/05/20	社債券	3.8%
2	SOLOR BIO HLGS AS FL 11/02/17	社債券	3.6%
3	EXMAR NV FL 07/07/17	社債券	3.2%
4	NOKIA CORP 5.375 05/15/19	社債券	3.0%
5	NAVIGATOR HLGS LTD 9 12/18/17	社債券	2.9%

*投資比率は全て頻資産銀額対比: *草種は世界産業分額基準(GICS)

年間収益率の推移



- *ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2014年は当初設定日(2014年4月30日)から年末までの収益率、2015年は11月 末までの収益率です。
- *ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。 *ファンドには、ベンチマークはありません。
- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。 ただし、ノルウェーの銀行、スウェーデンの銀行、オスロ証券取引所またはストックホルム証券取引 所の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則と して午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ノル ウェーの銀行、スウェーデンの銀行、オスロ証券取引所またはストックホルム証券取引所の休業日と 同日でない最も近い営業日の取扱いとします。
- (2)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口=1円)とします。お申込みには申込 手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または 1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うもの とします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金 支払いコース」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があ り、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積

投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。

- *販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (4)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。 詳細については、販売会社にお問い合わせください。
- (注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことが支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定したり通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ノルウェーの銀行、スウェーデンの銀行、オスロ証券取引所またはストックホルム証券取引所の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でノルウェーの銀行、スウェーデンの銀行、オスロ証券取引所またはストックホルム証券取引所の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

解約価額:当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

(解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約単位:販売会社毎に定めた単位とします。

(解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約代金の支払い:原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場

所で支払われます。

解約にかかる手数料:ありません。

(注)当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者 の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益 権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に おいて当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益 権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。) を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債

総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象の評価方法 >

有価証券等	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 の取引所の最終相場で評価します。 外国で取引される資産については、原則として基準価額計 算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。) ・価格情報会社の提供する価額 残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。 外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。

基準価額は、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ>http://www.daiwasbi.co.jp/

< お電話によるお問い合わせ先>受付窓口: (電話番号) 0120-286104

受付時間:午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(平成26年4月30日)から、平成31年4月30日まで(約5年)とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、信託期間終了前に、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます(後記「(5)その他 信託契約の解約」をご参照ください。)。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月28日から4月27日、4月28日から7月27日、7月28日から10月27日、10月28日から翌年1月27日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注)計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(5)【その他】

信託契約の解約

- イ.委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ.委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 八.委託会社は、前イ.および前口.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 二.前八.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ.前八.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数 をもって行います。
- へ.前八.から前ホ.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が 生じている場合であって、前八.から前ホ.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うこ とが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変 更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

イ.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- 口.委託会社は、前イ.の事項(前イ.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 八.前口.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 二.前口.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- へ.前口.から前ホ.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト.前イ.から前へ.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用にかかる報告等開示方法

- イ.委託会社は、特定期末(毎年4月、10月に属する計算期末)から3ヵ月以内に有価証券報告書を 提出します。
- 口.委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)および交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面)を作成します。
- ハ.委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用 報告書(全体版)を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
 - <インターネットホームページ>http://www.daiwasbi.co.jp/
- 二.前八.にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを 交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

イ.募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

口. 運用委託契約

委託会社とアルフレッド・バーグ・カピタルフォルバルトニング社との間の運用委託契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。 また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払 いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成27年4月28日から平成27年10月27日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

北欧ダブルインカム・ファンド 予想分配金提示型

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 平成27年 4 月27日現在	当期 平成27年10月27日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	14,214,485,661	9,411,218,168
未収入金	20,022,120	25,079,762
流動資産合計	14,234,507,781	9,436,297,930
資産合計	14,234,507,781	9,436,297,930
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	154,134,003	56,313,652
未払解約金	24,697,236	63,967,562
未払受託者報酬	1,507,638	1,142,185
未払委託者報酬	65,959,948	49,972,152
その他未払費用	529,403	472,296
流動負債合計	246,828,228	171,867,847
負債合計	246,828,228	171,867,847
純資産の部		
元本等		
元本	15,413,400,371	11,262,730,591
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,425,720,818	1,998,300,508
(分配準備積立金)	147,080,270	103,630,785
元本等合計	13,987,679,553	9,264,430,083
純資産合計	13,987,679,553	9,264,430,083
負債純資産合計	14,234,507,781	9,436,297,930

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	自 至	前期 平成26年10月28日 平成27年 4 月27日	自 至	当期 平成27年 4 月28日 平成27年10月27日
営業収益				
有価証券売買等損益		278,917,239		712,902,027
営業収益合計		278,917,239		712,902,027
三 営業費用				
受託者報酬		3,140,800		2,578,206
委託者報酬		137,411,492		112,798,884
その他費用		529,403		472,296
営業費用合計		141,081,695		115,849,386
営業利益又は営業損失()		137,835,544		828,751,413
経常利益又は経常損失()		137,835,544		828,751,413
当期純利益又は当期純損失()		137,835,544		828,751,413
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()		27,839,001		52,512,122
期首剰余金又は期首欠損金()		1,333,538,331		1,425,720,818
剰余金増加額又は欠損金減少額		93,769,543		404,355,228
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		93,769,543		404,355,228
剰余金減少額又は欠損金増加額		30,784,941		11,508,604
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		30,784,941		11,508,604
分配金		265,163,632		189,187,023
期末剰余金又は期末欠損金()		1,425,720,818		1,998,300,508

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 4	(主文の公司の当にから子次に	C(以) 0/1 (1)	
	項目	当期 自 平成27年 4 月28日 至 平成27年10月27日	
	1 . 有価証券の評価基準及 び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	
	2 . 収益及び費用の計上基 準	有価証券売買等損益約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

(食品対流状に関する注記)			
項目	前期	当期	
(場合)	平成27年4月27日現在	平成27年10月27日現在	
1.元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	15,876,131,809円 491,477,474円 954,208,912円	15,413,400,371円 122,615,608円 4,273,285,388円	
2 . 受益権の総数	15,413,400,371□	11,262,730,591□	
3.元本の欠損			
	1,425,720,818円	1,998,300,508円	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	(京血人の対外型に対するため)	
	前期	当期
	自 平成26年10月28日	自 平成27年 4 月28日
	至 平成27年 4 月27日	至 平成27年10月27日
- 1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

1.親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

39,979,021円

39,919

2 . 分配金の計算過程

第3期計算期間末(平成27年1月27日)に、投資信託約款に基づき計算した156,604,570円(1万口当たり98.73円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い111,029,629円(1万口当たり70円)を分配しております。

<u>)を力能してのりより。</u>	
配当等収益	
(費用控除後)	118,483,218円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	8,924,239円
分配準備積立金	29,197,113円
分配可能額	156,604,570円
(1万口当たり分配可能額)	(98.73円)
収益分配金	111,029,629円
(1万口当たり収益分配金)	(70円)

第4期計算期間末(平成27年4月27日)に、投資信託約款に基づき計算した310,808,881円 (1万口当たり201.65円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い154,134,003円 (1万口当たり100円)を分配しております。

配当等収益	
(費用控除後)	265,868,772円
有価証券売買等損益	
(費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円
収益調整金	9,594,608円
分配準備積立金	35,345,501円
分配可能額	310,808,881円
(1万口当たり分配可能額)	(201.65円)
収益分配金	154,134,003円
(1万口当たり収益分配金)	(100円)

1.親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

32,754,020円

2.分配金の計算過程

第5期計算期間末(平成27年7月27日)に、投資信託約款に基づき計算した263,618,609円(1万口当たり198.40円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い132,873,371円(1万口当たり100円)を分配しております。

1011)を力能してのりより。	
配当等収益	
(費用控除後)	128,494,478円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	8,811,753円
分配準備積立金	126,312,378円
分配可能額	263,618,609円
(1万口当たり分配可能額)	(198.40円)
収益分配金	132,873,371円
(1万口当たり収益分配金)	(100円)

第6期計算期間末(平成27年10月27日)に、投資信託約款に基づき計算した168,056,721円 (1万口当たり149.21円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い56,313,652円 (1万口当たり50円)を分配しております。

) <u>Enhocos</u>	
配当等収益	
(費用控除後)	57,103,486円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	8,112,284円
分配準備積立金	102,840,951円
分配可能額	168,056,721円
(1万口当たり分配可能額)	(149.21円)
収益分配金	56,313,652円
(1万口当たり収益分配金)	(50円)

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 平成27年 4 月28日 至 平成27年10月27日
1.金融商品に対する取組 方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2 . 金融商品の内容及びリ スク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。な お、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を 行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リ スク及び流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク 管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会(代表取締役社長を委員長とします。)は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4.金融商品の時価等に関 する事項についての補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

全融商品の時価等に関する事項

- 立殿的中の守川寺に関する		
項目	当期 平成27年10月27日現在	
1.金融商品の時価及び貸 借対照表計上額との差 額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあり ません。	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としており ます。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券 前期(平成27年4月27日現在)

<u> 刑期(十成27年4月27日現任)</u>	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	448,879,224
合計	448,879,224

当期(平成27年10月27日現在)

<u> </u>	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	766,076,609
合計	766,076,609

(デリバティブ取引等関係に関する注記) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 前期(平成27年4月27日現在)

該当事項はありません。

当期(平成27年10月27日現在) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 当期(自 平成27年4月28日 至 平成27年10月27日)

該当事項はありません。

(1日当たけ情報)

	(1日ヨだり)同報)			
	前期	当期		
	平成27年 4 月27日現在	平成27年10月27日現在		
1	1 口当たり純資産額	1口当たり純資産額		
	0.9075円	0.8226円		
	「1口=1円(10,000口=9,075円)」	「1口=1円(10,000口=8,226円)」		

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

	通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考	ĺ

	円 親投資信託 受益証券		北欧高配当株マザーファンド	5,006,447,176	4,710,566,147	
	親投資信託 受益証券		北欧ハイイールド債券マザー ファンド	5,704,674,783	4,700,652,021	
Γ	合計		2 銘柄	10,711,121,959	9,411,218,168	

<参考>

当ファンドは、「北欧高配当株マザーファンド」及び「北欧ハイイールド債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

北欧高配当株マザーファンド

(1)貸借対照表

	第2期	第3期
区分	平成27年 4 月27日現在	平成27年10月27日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	24,325,497	12,036,021
コール・ローン	205,988,523	172,334,251
株式	7,674,913,635	4,522,488,274
派生商品評価勘定	2,870	63,794
未収入金	4,615,356	13,159,193
未収配当金	10,625,668	3,068,870
流動資産合計	7,920,471,549	4,723,150,403
資産合計	7,920,471,549	4,723,150,403
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	51,268	63,571
未払解約金	11,012,166	12,539,881
流動負債合計	11,063,434	12,603,452
負債合計	11,063,434	12,603,452
純資産の部		
元本等		
元本	7,975,970,770	5,006,447,176
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	66,562,655	295,900,225
元本等合計	7,909,408,115	4,710,546,951
純資産合計	7,909,408,115	4,710,546,951
	7,920,471,549	4,723,150,403

(2)注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計万針に係る事項に	に関する注記)				
項目	第 3 期 自 平成27年 4 月28日 至 平成27年10月27日				
1 . 有価証券の評価基準及 び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しており ます。				
	また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。				
2 . デリバティブの評価基 準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。				
3.収益及び費用の計上基 準	(1)受取配当金 外国株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定 しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。				
4 . その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。				

(貸借対昭表に関する注記)

(貝信刈呪衣に)			
項目	第2期	第3期	
	平成27年 4 月27日現在	平成27年10月27日現在	
1.元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	8,959,653,251円 264,509,933円 1,248,192,414円	7,975,970,770円 61,192,171円 3,030,715,765円	
元本の内訳 北欧ダブルインカム・ファンド - 予想分配金提示型 - 合計	7,975,970,770円 7,975,970,770円	5,006,447,176円 5,006,447,176円	
2 . 受益権の総数	7,975,970,770□	5,006,447,176□	
3 . 元本の欠損			
	66,562,655円	295,900,225円	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第 3 期 自 平成27年 4 月28日 至 平成27年10月27日
 1.金融商品に対する取組 方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であ り、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭 債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リ スク及び流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク 管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会(代表取締役社長を委員長とします。)は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。

4.金融商品の時価等に関 する事項についての補 足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定され た価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る 市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

- 立成的 III の は M は M は M は M は M は M は M は M は M は			
項目	第 3 期 平成27年10月27日現在		
1.金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあり ません。		
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としており ます。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期(平成27年4月27日現在)

<u> </u>			
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)		
株式	732,285,186		
合計	732,285,186		

第3期(平成27年10月27日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	414,252,706
合計	414,252,706

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

() 世貝因廷	进具以建)					
				第 2 期 年 4 月27日現在		
区分	至分種類		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取以外の		為替予約取引 売建 ユーロ	12,400,000	-	12,448,398	48,398
		合計	-	-	12,448,398	48,398

		第 3 期 平成27年10月27日現在			
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ 売建	13,086,541	-	13,136,903	50,362
	ノルウェー・クローネ ユーロ	13,086,541 23,200,000	- -	13,150,112 23,186,568	63,571 13,432
	合計	-	-	49,473,583	223

(注)時価の算定方法

A.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で 評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最 も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客 先物相場の仲値を用いております。
- B.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記) 第3期(自 平成27年4月28日 至 平成27年10月27日) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第 2 期 平成27年 4 月27日現在	第 3 期 平成27年10月27日現在
1口当たり純資産額	1 口当たり純資産額
0.9917円	0.9409円
「1口=1円(10,000口=9,917円)」	「1口=1円(10,000口=9,409円)」

(3)附属明細表

有価証券明細表

<株式>		14-12	нш / ј
	<	株式	>

通貨	銘柄			西額	 備考
世 貝	近代 为	(株)	単価	金額	佣写
デンマー	TDC A/S	130,200	37.350	4,862,970.000	
ク・ク ローネ	小計(デンマーク・クローネ)1銘柄	130,200	-	4,862,970.000 (86,949,904)	
ノル	ATEA ASA	45,000	79.000	3,555,000.000	
ウェー・	BW OFFSHORE LTD	1,603,111	3.550	5,691,044.050	
クローネ	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	51,500	128.600	6,622,900.000	
	KVAERNER ASA	315,000	5.350	1,685,250.000	
	OCEAN YIELD ASA	220,000	64.750	14,245,000.000	
	PIONEER PROPERTY GROUP ASA	101,945	98.750	10,067,068.750	
	PROSAFE SE	87,688	23.000	2,016,824.000	
	STATOIL ASA	46,000	141.900	6,527,400.000	
	TELENOR ASA	35,000	172.500	6,037,500.000	
	小計(ノルウェー・クローネ)9銘柄	2,505,244	-	56,447,986.800 (817,931,329)	
スウェー	AKELIUS RESIDENTIAL AB-PREF	37,220	304.500	11,333,490.000	
デン・ク	ASTRAZENECA	13,100	535.000	7,008,500.000	
ローナ	BILIA AB-A SHS	38,050	177.000	6,734,850.000	
	COREM PROPERTY GROUP AB-PREF	84,170	151.500	12,751,755.000	
	FASTIGHETS AB BALDER - PREF	39,625	336.500	13,333,812.500	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	41,000	154.100	6,318,100.000	
	KLOVERN AB-PREF	49,850	295.000	14,705,750.000	
	MODERN TIMES GROUP-B SHS	25,330	248.400	6,291,972.000	
	NCC AB-B SHS	40,050	260.800	10,445,040.000	
	NORDEA BANK AB	167,650	97.500	16,345,875.000	
	RATOS AB-PREF SHS	4,955	1,890.000	9,364,950.000	
	SAGAX AB-PREF	412,970	32.900	13,586,713.000	
	SANDVIK AB	81,900	80.750	6,613,425.000	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BK-A	146,725	92.350	13,550,053.750	
	TELE2 AB-B SHS	183,194	85.550	15,672,246.700	
	TELIASONERA AB	434,900	44.810	19,487,869.000	
	小計(スウェーデン・クローナ)16銘柄	1,800,689	-	183,544,401.950 (2,604,495,064)	
ユーロ	ELISA OYJ	30,775	34.400	1,058,660.000	
	FORTUM OYJ	97,250	14.100	1,371,225.000	
	KESKO OYJ-B SHS	22,895	29.430	673,799.850	
	NOKIAN RENKAAT OYJ	30,945	30.480	943,203.600	
	ORION OYJ-CLASS B	16,195	34.050	551,439.750	
	RAMIRENT OYJ	107,408	7.170	770,115.360	
	SAMPO OYJ-A SHS	16,865	44.840	756,226.600	
	TIETOENATOR OYJ	29,070	23.580	685,470.600	
	UPM-KYMMENE OYJ	46,060	17.030	784,401.800	
	小計(ユーロ)9銘柄	397,463	-	7,594,542.560 (1,013,111,977)	
	合計	4,833,596	-	4,522,488,274 (4,522,488,274)	

2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

4. N. SCAC 13 IM IM 23 44 13 IV				
通貨	銘柄数		組入有価証券	有価証券の合計
			時価比率	金額に対する比率
デンマーク・クローネ	外国株式	1 銘柄	1.84%	1.92%
ノルウェー・クローネ	外国株式	9 銘柄	17.36%	18.09%
スウェーデン・クローナ	外国株式	16銘柄	55.29%	57.59%
ユーロ	外国株式	9 銘柄	21.51%	22.40%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

北欧ハイイールド債券マザーファンド

(1)貸借対照表

(一)負借対照表		
	第2期	第3期
区分	平成27年 4 月27日現在	平成27年10月27日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	33,594,535	19,817,873
コール・ローン	181,261,818	172,309,603
株式	-	345,769
社債券	6,015,285,256	4,448,236,744
派生商品評価勘定	2,237	13,432
未収利息	75,838,304	55,614,406
前払費用	7,957,871	16,985,751
流動資産合計	6,313,940,021	4,713,323,578
資産合計	6,313,940,021	4,713,323,578
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	42,351	-
未払解約金	9,009,954	12,539,881
流動負債合計	9,052,305	12,539,881
負債合計	9,052,305	12,539,881
純資産の部		
元本等		
元本	6,961,920,770	5,704,674,783
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	657,033,054	1,003,891,086
元本等合計	6,304,887,716	4,700,783,697
純資産合計	6,304,887,716	4,700,783,697
負債純資産合計	6,313,940,021	4,713,323,578

(重要な会計方針に係る事項に	関する注記)	
項目	第 3 期 自 平成27年 4 月28日 至 平成27年10月27日	
1 . 有価証券の評価基準及 び評価方法	株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しており ます。	
	社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから 入手した価額で評価しております。	
	また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	
3.収益及び費用の計上基 準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	
4 . その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	

(貸借対昭表に関する注記)

(賃借灯照表に関する注記)		
項目	第2期	第3期
	平成27年4月27日現在	平成27年10月27日現在
1.元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	6,849,407,405円 741,311,752円 628,798,387円	6,961,920,770円 850,939,041円 2,108,185,028円
元本の内訳 北欧ダブルインカム・ファンド - 予想分配金提示型 - 合計	6,961,920,770円 6,961,920,770円	5,704,674,783円 5,704,674,783円
2 . 受益権の総数	6,961,920,770□	5,704,674,783□
3.元本の欠損		
	657,033,054円	1,003,891,086円

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	*
項目	第 3 期 自 平成27年 4 月28日 至 平成27年10月27日
1 . 金融商品に対する取組 方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭 債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リ スク及び流動性リスクであります。

3.金融商品に係るリスク 管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会(代表取締役社長を委員長とします。)は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補 足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第 3 期 平成27年10月27日現在
1 . 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としており ます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期(平成27年4月27日現在)

(-1)(-1)(-1)				
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)			
社 債 券	332,121,072			
合計	332,121,072			

第3期(平成27年10月27日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)		
株式	94,802		
社 債 券	322,658,405		
合計	322,753,207		

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(诵貨関連)

(通貨関連)					
		第 2 期 平成27年 4 月27日現在			
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	10,200,000	-	10,240,114	40,114
	合計	-	-	10,240,114	40,114

第 3 期 平成27年10月27日現在					
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	23,200,000	٠	23,186,568	13,432
	合計	-	-	23,186,568	13,432

(注)時価の算定方法

A.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で 評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最 も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客 先物相場の仲値を用いております。
- B.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期(自 平成27年4月28日 至 平成27年10月27日) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

_	(: Hale) le lk /			
	第2期	第3期		
平成27年4月27日現在 平成27年10月27日現在				
	1口当たり純資産額	1 口当たり純資産額		
	0.9056円	0.8240円		
	「1口=1円(10,000口=9,056円)」	「1口=1円(10,000口=8,240円)」		

(3)附属明細表

有価証券明細表

<株式>

通貨	銘柄	株式数	評化	備考	
	亚白 作为 	(株)	単価	金額	佣写
ノル	NORWEGIAN ENERGY CO ASA	1,014	23.500	23,829.000	
ウェー・	SEABIRD EXPLORATION PLC	840	0.040	33.600	
クローネ	小計(ノルウェー・クローネ)2銘柄	1.854	_	23,862.600	
		1,004	_	(345,769)	
	合計		_	345,769	
	D RI		_	(345,769)	

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ	社債券	AMSCNO FL 02/28/18	152,798.000	136,754.210	
・ドル	社債券	AXISOS FL 05/18/18	400,000.000	232,664.000	
	社債券	DNONO 8.75 06/18/20	1,000,000.000	785,000.000	
	社債券	GENLLN 7.5 05/14/19	1,200,000.000	971,568.000	
	社債券	GMLP FL 05/22/20	600,000.000	563,250.000	
	社債券	HLNG FL 06/05/20	1,400,000.000	1,358,000.000	
	社債券	LATOFF 8.875 07/03/18	279,643.000	257,271.560	
	社債券	NOKIA 5.375 05/15/19	1,000,000.000	1,060,830.000	
	社債券	NVGS 9 12/18/17	200,000.000	206,750.000	
	社債券	OTSNO FL 10/24/17	529,000.000	443,301.990	
	社債券	PGSNO 7.375 12/15/18	1,300,000.000	1,061,125.000	
	社債券	RCL 7.25 06/15/16	1,000,000.000	1,033,460.000	
	社債券	SDRLNO 6.625 09/15/20	500,000.000	330,000.000	
	社債券	WELTEC 8 02/01/19	500,000.000	462,500.000	
	小計 (アメリカ・ドル) 14銘柄	10,061,441.000	8,902,474.760 (1,075,062,852)	
デンマー	社債券	PWTHLD FL 05/26/19	2,000,000.000	1,980,000.000	
ク・ク ローネ	小計(デ	ンマーク・クローネ)1 銘柄	2,000,000.000	1,980,000.000 (35,402,400)	
ノル	社債券	AKERNO FL 06/06/20	5,000,000.000	4,875,000.000	
ウェー・ 🗀	社債券	ATLNOF FL 05/16/18	9,000,000.000	4,140,000.000	
クローネ 📙	社債券	BOAONO FL 12/18/18	10,500,000.000	3,255,000.000	
	社債券	BORGNO FL 10/03/17	5,000,000.000	5,050,000.000	
	社債券	COLLIN FL 09/18/19	3,000,000.000	2,955,000.000	
	社債券	DFDSDC FL 03/21/18	4,000,000.000	4,180,000.000	
	社債券	DFDSDC FL 05/02/16	3,000,000.000	3,060,000.000	
	社債券	DIGINO FL 06/11/19	6,000,000.000	6,007,500.000	
	社債券	DOF FL 02/07/17	4,500,000.000	3,330,000.000	
	社債券	DOFSUB FL 04/29/16	1,000,000.000	995,000.000	
	社債券	DOFSUB FL 05/22/18	3,000,000.000	2,475,000.000	
	社債券	EFORLD FL 09/04/18	2,608,427.000	1,747,646.090	
	社債券	EXMBB FL 07/07/17	10,000,000.000	10,000,000.000	
	社債券	FARNO FL 02/15/17	500,000.000	277,500.000	
	社債券	GSFNO FL 12/21/15	3,000,000.000	3,037,500.000	
	社債券	HANDEL FL 01/16/17	6,315,119.000	6,220,392.210	

		合計		(4,448,236,744)
			3,001,000.000	(466,155,461) 4,448,236,744
		<u></u> 計(ユーロ)10銘柄	3,681,859.000	3,494,418.750
	社債券	VERISR 8.75 12/01/18	200,000.000	209,034.000
	社債券	PREEM 15 12/31/17	33,459.000	32,329.750
	社債券	PAROCG FL 05/15/20	600,000.000	577,872.000
	社債券	OVREAL 4.25 04/01/20	500,000.000	494,375.000
	社債券	KOMLAN FL 06/10/45	1,000,000.000	974,460.000
	社債券	HEIGR 4 03/08/16	250,000.000	253,240.000
	社債券	EURODR FL 12/09/18	398,400.000	346,608.000
	社債券	ETRVLI FL 09/27/17	200,000.000	205,500.000
- 1	社債券	EPNENG FL 03/05/18	100,000.000	85,000.000
ユーロ	社債券	ELMATC 10 05/30/18	400,000.000	(591,401,455)
	小計(スウ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42,000,000.000	41,677,340.000
	社債券	VICPAS FL 12/03/18	3,000,000.000	3,090,000.000
	社債券	SOBISS FL 06/26/17	5,000,000.000	5,121,250.000
	社債券	SEFYRV 7 02/24/17	2,000,000.000	2,070,780.000
	社債券	SDRLNO FL 03/18/19	2,000,000.000	1,209,960.000
	社債券	SAS 9 11/15/17	1,000,000.000	1,057,500.000
	社債券	SAGAX FL 06/25/18	1,000,000.000	997,600.000
	社債券	ORXSS FL 05/09/18	6,000,000.000	5,915,100.000
	社債券	OPUSSS FL 11/20/18	1,000,000.000	1,014,470.000
	社債券	NSPBSS FL 06/27/19	7,000,000.000	6,720,000.000
	社債券	IJSS FL 05/15/19	2,000,000.000	2,014,920.000
ローナ	社債券	COMHSS 5.25 11/04/19	10,000,000.000	10,450,000.000
デン・ク	社債券	CLILN FL 04/27/16	1,000,000.000	1,001,550.000
スウェー	 社債券	AMEAS FL 11/06/18	1,000,000.000	1,014,210.000
	小計(ノル	[,] ウェー・クローネ)46銘柄	183,652,713.000	157,364,705.050 (2,280,214,576)
	社債券	WWASA FL 01/25/22	7,000,000.000	6,160,000.000
	社債券	WESBUL FL 04/19/17	1,000,000.000	740,000.000
	社債券	WEIFAN FL 08/07/19	5,000,000.000	5,006,250.000
	社債券	VSSN0 FL 03/21/17	6,000,000.000	3,750,000.000
	社債券	VOLSHI FL 05/30/18	1,000,000.000	665,000.000
	社債券	VOLMAR FL 07/05/16	3,812,499.000	2,821,249.260
	社債券	VESTLO FL 01/15/16	5,000,000.000	4,037,500.000
	社債券	TORVKL FL 05/08/18	3,000,000.000	3,015,000.000
	社債券	T00 FL 01/27/17	3,000,000.000	2,955,000.000
	社債券	T00 FL 01/25/16	2,000,000.000	2,000,000.000
	社債券	TGP FL 05/03/17	3,000,000.000	3,075,000.000
	社債券	TAUBAT FL 10/07/19	916,668.000	572,917.490
	社債券	TALLNK FL 10/18/18	1,000,000.000	1,020,000.000
	社債券	SNINO FL 06/22/16	3,000,000.000	3,026,250.000
	社債券	SNINO FL 03/18/21	4,000,000.000	3,700,000.000
	社債券	SLBHLG FL 11/02/17	13,000,000.000	11,375,000.000
	社債券	SIOFF FL 03/28/19	2,000,000.000	1,570,000.000
	杜圓分 社債券	SFL FL 10/19/17	3,000,000.000	2,985,000.000
	社頃分 社債券	SELV FL 06/27/18	5,000,000.000	5,187,500.000
	社順分 社債券	SDRLNO FL 03/12/18	1,000,000.000	715,000.000
	位原劳 社債券	RECAS 9.75 05/03/18	4,500,000.000	4,106,250.000
	社債券 社債券	PIOPUB FL 04/05/18	3,000,000.000	3,007,500.000 2,010,000.000
	社債券 社債券	ODFNO FL 04/11/17 ODFNO FL 12/03/15	4,000,000.000	3,760,000.000
	社債券	OCYNO FL 03/26/19	5,000,000.000	4,818,750.000
	社債券	NCGRSS FL 04/10/18	3,000,000.000	3,015,000.000
	社債券	NADLNO FL 10/30/18	4,000,000.000	2,660,000.000
	社債券	KISTEF FL 12/16/16	5,000,000.000	4,775,000.000
	社債券	ISLSHI FL 04/05/16	2,000,000.000	1,440,000.000
	社債券	HAVINO FL 09/26/17	2,000,000.000	1,790,000.000
				7 叫证分积口音(内凹仅具

- (注)1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

· 富佐		組入有価証券	有価証券の合計
通貨	銘柄数	時価比率	金額に対する比率

大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ノルウェー・クローネ	外国株式	2 銘柄	0.00%	0.01%
アメリカ・ドル	社債券	14銘柄	22.87%	24.17%
デンマーク・クローネ	社債券	1 銘柄	0.75%	0.79%
ノルウェー・クローネ	社債券	46銘柄	48.51%	51.26%
スウェーデン・クローナ	社債券	13銘柄	12.58%	13.29%
ユーロ	社債券	10銘柄	9.91%	10.48%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成27年11月末現在)

北欧ダブルインカム・ファンド - 予想分配金提示型 -

資産総額	8,841,914,154	円
負債総額	54,855,142	円
純資産総額(-)	8,787,059,012	円
発行済数量	10,808,177,365	П
1単位当り純資産額(/)	0.8130	円

(参考)北欧高配当株マザーファンド

資産総額	4,436,968,192	円
負債総額	15,051,294	円
純資産総額(-)	4,421,916,898	円
発行済数量	4,734,644,642	
1 単位当り純資産額(/)	0.9339	円

(参考)北欧ハイイールド債券マザーファンド

資産総額	4,463,909,235	田
負債総額	51,038,667	田
純資産総額(-)	4,412,870,568	迅
発行済数量	5,421,764,925	П
1 単位当り純資産額(/)	0.8139	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換手続など 該当事項はありません。
- 2 受益者名簿 作成しません。
- 3 受益者に対する特典 ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- 8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
 - 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。
- (注)委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

資本金の額:20億円(平成27年11月末現在)

会社が発行する株式総数:12,800,000株

発行済株式総数:3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

会社は、8名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

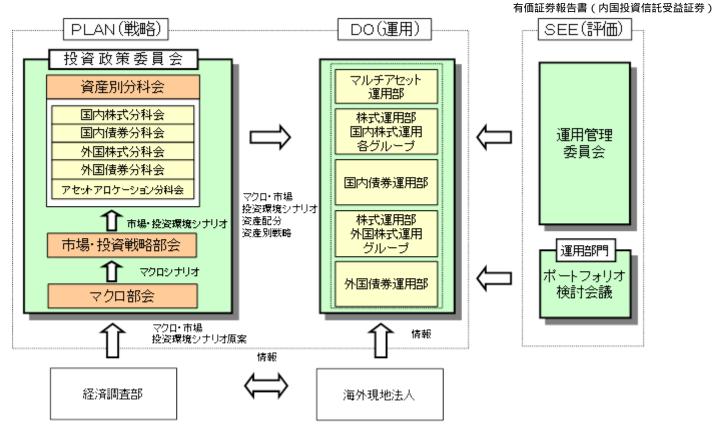
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議 は、取締役の6名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行(現株式会社三井住友フィナンシャルグループ)および大和證券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社)の戦略的提携により平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年11月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、311本であり、 その純資産総額は、約3,592,258百万円です(なお、親投資信託112本は、ファンド数及び純資産総額から は除いております。)。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	28	195,192百万円
追加型株式投資信託	261	3,252,724百万円
単位型公社債投資信託	22	144,342百万円
合計	311	3,592,258百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令 第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年 8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
 - また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。)により作成しております。
- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表及び、第44期中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1) 【貸借対照表】			(単位:千円)
		第42期	第43期
		(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		17,588,077	19,107,074
前払費用		149,868	198,366
未収委託者報酬		2,410,896	3,278,499
未収運用受託報酬		895,204	1,001,357
未収収益		15,769	15,862
繰延税金資産		490,240	559,646
その他		13,019	7,378
流動資産計		21,563,076	24,168,184
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	162,431	135,473
器具備品	1	68,912	48,230
土地		710	710
リース資産	1	9,490	6,166
有形固定資産計		241,544	190,580
無形固定資産			
ソフトウエア		173,597	105,376
		= 0 /o /	

ソフトウエア仮勘定	3,150	-
電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	189,454	118,082
投資その他の資産		
投資有価証券	5,381,370	5,298,347
関係会社株式	1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金	2,299	3,738
長期差入保証金	511,366	510,636
出資金	132,660	82,660
繰延税金資産	611,818	561,097
その他	2,209	2,190
貸倒引当金	70,650	20,750
投資その他の資産計	7,740,848	7,607,693
固定資產計	8,171,846	7,916,356
資産合計	29,734,923	32,084,541

(単位:千円) 第43期

	第42期 第43期	
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,558	3,042
未払金	39,085	53,907
未払手数料	1,109,332	1,519,563
未払費用	1,020,908	1,178,272
未払法人税等	1,316,049	1,515,891
未払消費税等	118,950	620,431
賞与引当金	955,000	1,220,900
役員賞与引当金	80,000	87,600
その他	21,473	29,244
流動負債計	4,664,357	6,228,853
固定負債		
リース債務	6,569	3,527
退職給付引当金	1,391,001	1,459,244
役員退職慰労引当金	116,430	148,160
固定負債計	1,514,000	1,610,931

負債合計 6,178,358 7,839,785

(単位	•	千円)	
(— 1—	•	113/	

	—————————————————————————————————————	第43期
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	19,953,563	20,569,363
利益剰余金合計	21,397,294	22,013,094
株主資本合計	23,553,563	24,169,363
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,001	75,392
評価・換算差額等合計	3,001	75,392
純資産合計	23,556,565	24,244,756
負債純資産合計	29,734,923	32,084,541

(2)【損益計算書】		(単位:千円)
	第42期	第43期
	(自 平成25年4月1日	(自 平成26年4月1日
	至 平成26年3月31日)	至 平成27年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	3,557,574	3,613,731
委託者報酬	27,766,163	30,077,141
その他営業収益	69,161	54,133
営業収益計	31,392,899	33,745,007
営業費用		
支払手数料	13,355,205	14,599,540
広告宣伝費	204,927	172,450

		日叫此为一般口目(四)以
公告費	269	-
調査費		
調査費	1,191,119	1,225,517
委託調査費	3,772,225	3,858,570
委託計算費	145,854	166,866
営業雑経費		
通信費	35,588	35,132
印刷費	495,807	465,810
協会費	26,478	23,810
諸会費	2,206	2,207
その他	34,597	48,630
営業費用計	19,264,279	20,598,538
一般管理費		
給料		
役員報酬	201,630	201,630
給料・手当	2,983,202	2,893,443
賞与	92,691	99,464
退職金	5,583	4,787
福利厚生費	614,668	644,228
交際費	19,862	17,830
旅費交通費	167,353	149,324
租税公課	74,265	91,224
不動産賃借料	618,978	627,983
退職給付費用	222,235	225,474
固定資産減価償却費	77,093	58,879
賞与引当金繰入額	939,093	1,174,402
役員退職慰労引当金繰入額	38,530	38,530
役員賞与引当金繰入額	87,400	86,300
諸経費	290,905	250,480
一般管理費計	6,433,492	6,563,983
営業利益	5,695,126	6,582,484
営業外収益		
受取配当金	34,957	18,215
受取利息	3,291	3,072
投資有価証券売却益	68,331	71,459
為替差益	1,706	397
その他	11,918	12,418
営業外収益計	120,205	105,563

(単位:千円)

営業外費用		
投資有価証券売却損	23,470	764
営業外費用計	23,470	764
経常利益	5,791,861	6,687,284
特別利益		
ゴルフ会員権売却益		400
特別利益計		400
特別損失		
固定資産除却損	1,884	95
割増退職金		7,785
特別損失計	1,884	7,881
税引前当期純利益	5,789,977	6,679,803
法人税、住民税及び事業税	2,321,531	2,602,339
法人税等調整額	49,846	53,385
法人税等合計	2,271,684	2,548,953
当期純利益	3,518,293	4,130,849

(3)【株主資本等変動計算書】

第42期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	株主資本						
		資本乗	制余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金	利益準備金	その他利	l益剰余金	
		貝平平佣立	合計	州 田 年 佣 귶	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,981,120	
当期変動額							
剰余金の配当						3,545,850	
当期純利益						3,518,293	
株主資本以外の							
項目の当期変動							
額(純額)							
当期変動額合計						27,556	
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,953,563	

	株主資本		評価・換			
	利益剰余金		その他有価証	評価・換算	 純資産合計	
	利益剰余金 合計	株主資本合計	券評価差額金	差額等合計		
当期期首残高	21,424,851	23,581,120	59,183	59,183	23,640,304	
当期変動額						
剰余金の配当	3,545,850	3,545,850			3,545,850	
当期純利益	3,518,293	3,518,293			3,518,293	

株主資本以外の項					
目の当期変動額					
(純額)			56,182	56,182	56,182
当期変動額合計	27,556	27,556	56,182	56,182	83,739
当期末残高	21,397,294	23,553,563	3,001	3,001	23,556,565

第43期 (自 平	成26年4月1日 至 平成27年3月31日)					(単位:千円)	
		株主資本					
		資本剰	制余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金合	刊共進供令	その他利	益剰余金	
		貝平华佣立	計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,953,563	
当期変動額							
剰余金の配当						3,515,050	
当期純利益						4,130,849	
株主資本以外の項							
目の当期変動額							
(純額)							
当期変動額合計	_		_			615,799	
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363	

	株主		評価・換	算差額等	
	利益剰余金		その他有価証	評価・換算	 純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	新価・投昇 差額等合計	
	合計		为时间在职业		
当期期首残高	21,397,294	23,553,563	3,001	3,001	23,556,565
当期変動額					
剰余金の配当	3,515,050	3,515,050			3,515,050
当期純利益	4,130,849	4,130,849			4,130,849
株主資本以外の項					
目の当期変動額					
(純額)			72,391	72,391	72,391
当期変動額合計	615,799	615,799	72,391	72,391	688,190
当期末残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756

注記事項 重要な会計方針

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15~30年

器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3.引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、 各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上して おります。

- 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(単位:千株)

(単位:千株)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動負債」の「未払金」に含めていた「未払消費税等」は、金額的重要性が増した ため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度 の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払金」に表示していた158,035千円は、「未 払金」39,085千円、「未払消費税等」118,950千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

,					
第4	2期	第43期			
(平成26年3月31日)		(平成27年	3月31日)		
1.有形固定資産の減価償却累計額		1.有形固定資産の減価償却	累計額		
建物	389,326千円	建物	416,284千円		
器具備品	282,257千円	器具備品	241,990千円		
リース資産	10,890千円	リース資産	10,452千円		
2.保証債務		2.保証債務			
被保証者	従業員	被保証者	従業員		
被保証債務の内容	住宅ローン	被保証債務の内容	住宅ローン		
金額	11,273千円	金額	7,139千円		

(株主資本等変動計算書関係)

第42期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

() 10 - 12 / 10 11							
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日		
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,545,850	921	平成25年3月31日	平成25年6月25日		

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種 類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1 株当た リ配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通 株式	3,515,050	利益 剰余金	913	平成26年3月31日	平成26年6月25日

第43期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,515,050	913	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1株当た り配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通 株式	2,063,600	利益 剰余金	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で 流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。 その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。 これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回 収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動 リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に 係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告して おります。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位:千円)

(単位:千円)

第42期(平成26年3月31日)

1 12ml (12,220 TO/101 H)		(+ \(\frac{1}{2}\)\)		
	貸借対照表計上額	時価	差額	
(1)現金・預金	17,588,077	17,588,077	-	
(2)未収委託者報酬	2,410,896	2,410,896	-	
(3)未収運用受託報酬	895,204	895,204	-	
(4)投資有価証券				
その他有価証券	5,330,234	5,330,234	-	
資産計	26,224,413	26,224,413	-	
(1) 未払手数料	1,109,332	1,109,332	-	
(2)未払費用(*1)	752,915	752,915	-	
負債計	1,862,248	1,862,248	-	

^(*1)金融商品に該当するものを表示しております。

第43期(平成27年3月31日)

3 10,00 (1 15,000 T)		(十四:113)			
	貸借対照表計上額	時価	差額		
(1)現金・預金	19,107,074	19,107,074	-		
(2)未収委託者報酬	3,278,499	3,278,499	-		
(3)未収運用受託報酬	1,001,357	1,001,357	-		
(4)投資有価証券					
その他有価証券	5,247,212	5,247,212	-		
資産計	28,634,143	28,634,143	ı		
(1)未払手数料	1,519,563	1,519,563	-		
(2)未払費用(*1)	926,569	926,569	1		
負債計	2,446,132	2,446,132	-		

^(*1)金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(4)投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に 関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

		(112,113)
区分	第42期(平成26年3月31日)	第43期(平成27年3月31日)
(1) その他有価証券		
非上場株式	51,135	51,135
(2)子会社株式		
非上場株式	1,169,774	1,169,774
(3)長期差入保証金	511,366	510,636

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから 時価開示の対象としておりません。このため、(1)その他有価証券の非上場株式については

2. (4) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第42期(平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	17,588,077	-	-	-
未収委託者報酬	2,410,896	-	-	-
未収運用受託報酬	895,204	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期があるもの	1,141,800	1,960,844	1,113,993	-
合計	22,035,978	1,960,844	1,113,993	-

第43期(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	19,107,074	-	-	-
未収委託者報酬	3,278,499	-	-	-
未収運用受託報酬	1,001,357	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期のあるもの	428,800	2,113,200	149,744	-
合計	23,815,730	2,113,200	149,744	-

(有価証券関係)

1.子会社株式

第42期(平成26年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第43期(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第42期(平成26年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	3,171,477	3,105,800	65,677
小計	3,171,477	3,105,800	65,677
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,158,757	2,219,774	61,017
小計	2,158,757	2,219,774	61,017
合計	5,330,234	5,325,574	4,660

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第43期(平成27年3月31日)

第43期(平成27年3月31日)	(単位:千円)			
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えるもの				
その他				
証券投資信託の受益証券	3,086,552	2,925,460	161,092	
小計	3,086,552	2,925,460	161,092	
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えないもの				
その他				
証券投資信託の受益証券	2,160,660	2,210,000	49,340	
小計	2,160,660	2,210,000	49,340	
合計	5,247,212	5,135,460	111,752	

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが 極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第42期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,506,861	68,331	23,470

第43期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,494,198	71,459	764

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。 なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算 しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

				(単位:千円)
		第42期		第43期
	(自	平成25年4月1日	(自	平成26年4月1日
	至	平成26年3月31日)	至	平成27年3月31日)
退職給付引当金の期首残高		1,268,146		1,391,001
退職給付費用		162,502		162,604
退職給付の支払額		76,988		122,316
その他		37,340		27,955
退職給付引当金の期末残高		1,391,001		1,459,244

⁽注)その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	第42期	第43期
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,391,001	1,459,244
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,391,001	1,459,244
退職給付引当金	1,391,001	1,459,244
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,391,001	1,459,244
·		<u> </u>

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第42期 162,502千円 第43期 162,604千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第42期は59,733千円、第43期は62,870千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:千円)
		第43期
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	89,569	107,110
賞与引当金	339,980	404,117
社会保険料	33,038	33,528
未払事業所税	4,961	4,550
その他	22,690	19,871
繰延税金資産合計	490,240	569,179
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	9,532
繰延税金負債合計	-	9,532
繰延税金資産の純額	490,240	559,646
(2)固定資産		
、, 繰延税金資産		
退職給付引当金	495,196	471,999
投資有価証券	2,469	2,243
ゴルフ会員権	32,333	11,618
役員退職慰労引当金	41,449	48,561
その他	76,831	67,362
繰延税金資産小計	648,280	601,785
評価性引当額	34,803	13,861
繰延税金資産合計	613,477	587,924
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,659	26,826
操延税金負債合計 ※ 「	1,659	26,826

繰延税金資産の純額 611,818 561,097

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第42期	第43期
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.56%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.02%
住民税均等割等	-	0.06%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.22%
過年度法人税等	-	0.20%
特定外国子会社等留保課税	-	0.46%
その他		0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	38.16%

(注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が 法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法定実効税率が引き下げられることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

その結果、繰延税金資産の金額が97,507千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が100,931千円、その他有価証券評価差額金が3,424千円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第42期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	27,766,163	3,557,574	69,161	31,392,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

第43期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	30,077,141	3,613,731	54,133	33,745,007

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略 しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第42期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等 の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社の 子会社	大和証 券株式 会社	東京 都 千代 田区	1,000	証券業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	5,613,672	未払 手数 料	488,758

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

その他	株式	東京				当社投資信	投資信託に			
1	会社	1							未払	
の関係		都	47 700	ᄱᄱ		託に係る事	係る事務代	0 440 000		077 000
会社の	三井	千代	17,709	銀行業	-	務代行の委	行手数料の	3,142,899	手数	277,360
 子会社	住友	田区				<u></u> =1.44	±+/ 1		料	
丁云社	銀行					託等	支払 1			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第43期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

兄弟会社等

	会社等		資本金	事業の	議決権	関連当事	取引の内	取引		期末
属性	の名称	住所	貝本並 (億円)	内容又	等の所	者	容	金額	科目	残高
	の石砂		(退口 <i>)</i>	は職業	有割合	との関係	白	(千円)		(千円)
その他	大和証	東京				当社投資信	投資信託に		未払	
の関係	券株式	都	1,000	証券業		託に係る事	係る事務代	5,383,745	不拉 手数	555,261
会社の	会社	干代	1,000	正ガ未	_	務代行の委	行手数料の	5,303,743	料料	555,201
子会社	五江	田区				託等	支払 1		1	
その他の関係会社の子会社	株 会 三 住 銀 行	東京 都 千代 田区	17,709	銀行業	-	当社投資信 託に係る事 務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 1	2,695,822	未払 手数 料	344,291

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第42期	第43期
	(自 平成25年4月1日	(自 平成26年4月1日
	至 平成26年3月31日)	至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	6,118円59銭	6,297円34銭
1株当たり当期純利益金額	913円84銭	1,072円95銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第42期			第43期
	(自 平成25年4)]1日	(自	平成26年4月1日
	至 平成26年3月	月31日)	至	平成27年3月31日)
当期純利益(千円)		3,518,293		4,130,849
普通株主に帰属しない金額(千円)		-		-
普通株式に係る当期純利益(千円)		3,518,293		4,130,849
普通株式の期中平均株式数(千株)		3,850		3,850

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

	当中間会計期間 (平成27年9月30日)				
資産の部					
流動資産					
現金・預金		18,778,727			
前払費用		180,159			
未収委託者報酬		3,862,059			
未収運用受託報酬		1,178,890			
未収収益		15,519			
繰延税金資産		397,139			
その他		7			
流動資産計	_	24,412,504			
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	124,198			
器具備品	1	78,687			
土地		710			
リース資産	1	4,504			
有形固定資産計	_	208,100			
無形固定資産		97,084			
投資その他の資産					
投資有価証券		5,542,410			
関係会社株式		1,169,774			
従業員長期貸付金		2,556			
長期差入保証金		511,087			
出資金		82,660			
繰延税金資産		563,425			
その他		3,823			
貸倒引当金		20,750			
投資その他の資産計		7,854,986			
固定資産計		8,160,171			
資産合計		32,572,675			

当中間会計期間 (平成27年9月30日)

	(十成27年3月30日)
負債の部	
流動負債	
リース債務	2,258
未払金	15,900
未払手数料	1,715,666
未払費用	1,466,192
未払法人税等	1,432,769
未払消費税等	278,600
前受収益	61,768
賞与引当金	698,700
役員賞与引当金	51,600
その他	21,364
流動負債計	5,744,819
固定負債	
リース債務	2,529
退職給付引当金	1,539,878
役員退職慰労引当金	81,525
固定負債計	1,623,933
負債合計	7,368,752

(単位:千円)

当中間会計期間 (平成27年9月30日)

	(平成27年9月30日)
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	156,268
資本剰余金合計	156,268
利益剰余金	
利益準備金	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	1,100,000
繰越利益剰余金	21,577,173
利益剰余金合計	23,020,904
株主資本合計	25,177,173
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	26,749
評価・換算差額等合計	26,749
純資産合計	25,203,922
負債純資産合計	32,572,675

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)				
営業収益					
委託者報酬		17,123,820			
運用受託報酬		2,235,300			
その他営業収益		25,558			
営業収益計		19,384,679			
営業費用		11,463,175			
一般管理費	1 _	3,361,892			
営業利益		4,559,612			
営業外収益					
受取配当金		12,059			
受取利息		1,784			
投資有価証券売却益		31,467			
為替差益		70			
維収入	_	369			
営業外収益計		45,750			
営業外費用					
投資有価証券売却損		210			
営業外費用計	_	210			
経常利益		4,605,152			
税引前中間純利益		4,605,152			
法人税、住民税及び事業税	_	1,349,880			
法人税等調整額		183,862			
法人税等合計	_	1,533,742			
中間純利益	_	3,071,410			

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
		貝平午開立	合計	利田牛佣立	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363		
当中間期変 動額								

						7 报 古 音 (内 国 技 具 后 武
剰余金の 配当						2,063,600
中間純利益						3,071,410
株主資本以外						
の項目の当中						
間期変動額						
(純額)						
当中間期変						1 007 910
動額合計	-	-	-	-	-	1,007,810
当中間期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	21,577,173

	株主資	株主資本		 算差額等	
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756
当中間期変動額					
剰余金の配当	2,063,600	2,063,600			2,063,600
中間純利益	3,071,410	3,071,410			3,071,410
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)			48,643	48,643	48,643
当中間期変動額合計	1,007,810	1,007,810	48,643	48,643	956,166
当中間期末残高	23,020,904	25,177,173	26,749	26,749	25,203,922

注記事項

(重要な会計方針)

ための基本となる重要な事項

1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 (1)子会社株式 …総平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差 額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 総平均法により算定) 時価のないもの...総平均法による原価法 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりで あります。 建物15年~30年、器具備品3年~16年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについ ては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によって おります。 (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によってお ります。 3 . 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能 性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会 計期間の負担額を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当 中間会計期間の負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間 末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来 の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じ て、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づ く当中間会計期間末の要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 4. その他中間財務諸表作成の

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間において、「流動負債」の「未払金」に含めていた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

1.有形固定資産の減価償却累計額 693,700千円

2.保証債務

被保証者従業員被保証債務の内容住宅ローン金額5,050千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)				
1.減価償却実施額	1.減価償却実施額 有形固定資産 24,973千円			
無形固定資産 25,649千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (千株)	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千 円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,063,600	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 ((注2)をご参照ください。)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	18,778,727	18,778,727	-
(2)未収委託者報酬	3,862,059	3,862,059	-
(3)未収運用受託報酬	1,178,890	1,178,890	-
(4)投資有価証券			
その他有価証券	5,491,274	5,491,274	-
資産計	29,310,952	29,310,952	ı
(1)未払手数料	1,715,666	1,715,666	-
(2)未払費用 1	1,164,735	1,164,735	-
負債計	2,880,401	2,880,401	-

(1)金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額
(1)その他有価証券	
非上場株式	51,135
(2)子会社株式	
非上場株式	1,169,774
(3)長期差入保証金	511,087

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから 時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

1.子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式1,169,774千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
証券投資信託の受益証券	2,200,178	2,058,794	141,384
小計	2,200,178	2,058,794	141,384
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
証券投資信託の受益証券	3,291,095	3,393,055	101,959
小計	3,291,095	3,393,055	101,959
合計	5,491,274	5,451,849	39,425

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握する ことが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1.サービスごとの情報

投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
			,

外部顧客からの営	17,123,820	2,235,300	25,558	19,384,679
業収益				

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がない ため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

|中间去計期间(日 平成2/平4月1日 至 平成2/平9月30日) |該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

百日	当中間会計期間
項目	(平成27年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	6,546円47銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	25,203,922
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	25,203,922
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の	3,850
数(千株)	3,830

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間
項目	(自 平成27年4月 1日
	至 平成27年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	797円77銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	3,071,410
普通株式に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	3,071,410
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載 しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しく は取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定 めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額(百万円) 平成27年3月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考:再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)の概要>

- ·資本金:51,000百万円(平成27年3月末現在)
- ・事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基 づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託 受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財 産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)投資顧問会社

名称

アルフレッド・バーグ・カピタルフォルバルトニング社

(Alfred Berg Kapitalforvaltning AS)

資本金の額

平成27年3月末現在:23,350,000 / ルウェー・クローネ(約329百万円)

(注) ノルウェー・クローネの円貨換算は、平成27年11月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の 対顧客電信売買相場の仲値(1ノルウェー・クローネ=14.11円)によります。

事業の内容

同社(所在地: ノルウェー王国オスロ)は、1863年に設立され、北欧の3ヵ国(ノルウェー、スウェーデン、フィンランド)に運用拠点を有する、北欧関連資産の運用に強みを持つ資産運用会社です。2010年から、世界的ネットワークを有するBNPパリバインベストメント・パートナーズの子会社となることで、世界の投資家に対して、運用戦略を提供しています。

(3)販売会社

名称	資本金の額(百万円) 平成27年3月末現在	事業の内容
	一成27年3万水坑江	

		金融商品取引法に定める第一
大和証券株式会社	100,000	種金融商品取引業を営んでい
		ます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処 理の一部の委託等を行います。

(2)投資顧問会社

委託会社より、運用指図に関する権限の委託を受けて運用の指図および実行を行います。

(3)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(2)販売会社

大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成27年5月8日
有価証券届出書	平成27年7月27日
有価証券報告書	平成27年7月27日
臨時報告書	平成27年8月7日

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

大和住銀投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 飯田浩司 印

指定有限責任社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 久野佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びそ の他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月4日

大和住銀投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北欧ダブルインカム・ファンド - 予想分配金提示型 - の平成27年4月28日から平成27年10月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北欧ダブルインカム・ファンド-予想分配金提示型-の平成27年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月11日

大和住銀投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会 業務執行社員

公認会計士 飯田浩司 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 梅津 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44 期事業年度の中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中 間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

大和住銀投信投資顧問株式会社(E12454)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。